

訪問看護（介護予防訪問看護）重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1. 指定訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 誠光会
代表者氏名	理事長 鈴木孝世
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	滋賀県草津市矢橋町 1660 TEL：077（563）8866

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

1) 事業所の所在地等

事業者名称	淡海ふれあい病院訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2 5 6 0 6 9 0 3 1 1
事業所所在地	〒525-8585 滋賀県草津市矢橋町 1629-5 淡海ふれあい病院 2 階
連絡先 相談担当者名	TEL：077（516）2519 FAX：077（516）2521 管理者 津田 知子
事業所の通常の 事業の実施地域	草津市 大津市（青山・瀬田・瀬田北・田上中学校区） 栗東市（栗東西中学校区）
事業所開設年月日	2025 年 4 月 1 日

2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	1.在宅療養される方の生活の質の確保 2.在宅および居宅における療養生活の支援 3.心身機能の維持と回復への援助指導 4.地域との連携を密にする（保険医療福祉サービス） 以上の趣旨で、在宅療養される要介護状態（または要支援状態）の方が快適な在宅療養ができるように支援することを目的とする。
運営の方針	当事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮してその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。事業の実施に当たっては、かかりつけ医や関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし祝日、12 月 30 日～翌年の 1 月 3 日までを除く
営業時間	8：30～17：00

4) 事業所の職員体制

管理者	保健師・看護師 津田知子
-----	--------------

職員	資格	業務	常勤	非常勤	計
管理者	保健師・看護師	統括・訪問看護	1名（兼務含）		1名
訪問看護師	保健師・看護師	訪問看護	3名以上（兼務含）		名（常勤換算2.5名以上）
理学療法士 作業療法士	理学療法士 作業療法士	リハビリテーション		1名以上（兼務）	3名
その他	事務職	保険請求事務・他		1名	1名

3. 提供するサービスの内容及び費用について

1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン、介護予防ケアプラン）、に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護の計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1.身体状況の経過観察 2.ADL 拡大及び支援（リハビリテーションなどの実施と指導） 3.医師との連絡調整（受診の判断と対応） 4.服薬、栄養、介護指導・管理 5.医師の指示による医療処置、急変時の対応指導 6.身体の清潔 7.褥瘡の予防と処置 8.医療物品管理指導援助 9.ターミナルケア（予防訪問看護は除く）、認知症患者の看護 10.保健、福祉サービスなどの社会資源活用の援助 11.本人及び介護者に対する介護の助言、心理的支援

【看護職員の禁止行為】

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供（精神訪問看護を除く）
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

【サービス利用に当たって】

- ① サービス提供状況や、職員の写真・動画を撮影することはご遠慮ください。

見守りカメラを試使用の場合はお声がけください。

また、写真・動画・当事業所や職員が特定される内容の文章（イニシャルを含む）を介護医療サービス関係者以外に公表することはご遠慮ください（雑誌、新聞への投稿・SNSをはじめとするウェブサイトへの投稿・講義、セミナー資料等への利用）。

- ② 当事業所のホームページに記載されている事項・画像を無断で配布・転載することはご遠慮ください。

- ③ サービス提供中、ペットはケージに入れる・リードにつなぐなどご協力をお願いします。
- ④ 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等がある場合、契約を解除する場合があります。
- ⑤ 職員に対する金品等のお心づけ、お茶お菓子の提供はお断りしています。また、職員の住所・電話番号・メールアドレス・SNS アカウントなどの個人連絡先をお伝えすることはできません。
- ⑥ 訪問看護サービスでは買い物・掃除などの家事援助サービスの提供はできません。
- ⑦ 訪問をキャンセルする場合は、できるだけ前日の 17 時までにご連絡ください。
当日キャンセルの場合はキャンセル料が発生します。ただし、急な受診や入院など、やむをえない場合を除きます。
- ⑧ メールでの病状や療養にかかる相談等はタイムリーな対応ができない可能性があるため基本的に対応しかねます。(聴覚言語障害がある場合をのぞく)。

2) 提供するサービス利用料、利用者負担額について

原則として介護保険法、その他医療の確保に関する法律・制度に指定されている額の支払いを利用者から受けるものとします。利用料金は別途「介護保険法による訪問看護」及び「介護予防法による予防訪問看護」で定めるものとします。なお、保険適応を超えるサービス、保険適応外サービスについては、実費となります。

※法改正、病状、年齢により利用料は変動します。

3) 緊急時の体制について

- 1.緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して、訪問看護を開始します。
- 2.看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うことを心がけます。
- 3.主治医の連絡が困難な場合は、看護師の判断により必要に応じ、救急搬送等の処置を講じます。
- 4.看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や家族、管理者・介護支援専門員に報告をします。

4) 看護学生および研修生の受け入れ

当事業所は学生の実習および研修の協力機関となっております。後進の育成のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

4. その他の費用について

交通費、自費利用については、別途「介護保険法による訪問看護」、「介護保険法による予防訪問看護」で定めるものとします

① キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。キャンセル料は全額自費（保険外）となります。	
	前日 17 時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までにご連絡の場合	1 提供当たりの料金の 50%を請求いたします
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当たりの料金の 100%を請求いたします
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院の場合、やむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は請求いたしません。		

5. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額その他の費用の請求方法	・利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の 15 日以降の訪問日に利用者にお届けします。
②利用料、利用者負担額その他の費用の支払い方法等	・期日までに以下のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）ゆうちょ銀行口座等から自動振替（27 日引き落とし） （イ）現金支払い（請求月末日まで） ・お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しします。再発行はできませんので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の差に必要となることがあります）

※ 利用料その他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期限から 3 か月以上遅延し、さらに支払いの催促から 14 日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未支払い分をお支払いいただくことがあります。

※ 担当する看護職員に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

6. サービス提供体制にあたって

1) サービスの提供に先立って、介護保険証その他、公費負担にかかる証書等の内容を確認し、写真かコピーをとらせていただきます。「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の順守を前提に、同意取得した利用者の情報をオンライン資格確認システムで確認する必要があるときはご協力の程よろしくお願いいたします。その場合は、当事業所の看護師等が、電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等したうえで指定訪問看護（指定予防訪問看護）の実施に関する計画的な管理を行います。医療 DX 推進の体制に関する事柄及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行います。

被保険者情報・保険内容に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン、介護予防ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）」は、利用者または家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

4) サービス提供は、「訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）」に基づいて行います。なお「訪問看護計画（介護予防訪問看護）」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6) 以下の状況が起こった場合、急遽サービスの提供を遅延・変更・中止させていただくことがあります。

※可能な限り事前に説明し、了承を得たうえで調整いたします。

- ① 気象庁から注意報・警報・特別警報が発表された場合
- ② 災害や J アラートで避難情報（警戒区域、避難指示、避難勧告）」が発令された場合
- ③ 職員が利用する公共交通機関や道路にトラブルが生じた場合
- ④ 職員や他の利用者の健康に影響を与える可能性がある感染症に罹患した場合

※感染症の診断を受けた、またはその疑いがある場合、速やかに当事業所に連絡してください。ご家族や濃厚接触する可能性のある介護者・関係者などが罹患した場合も、なるべく早くご連絡ください。

⑤ 職員が利用者に影響を与える可能性のある感染症に罹患した場合

7. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対して、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進について

1) 当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	氏名 津田 知子	電話：077（516）2519
-------------	----------	-----------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(3) 虐待の防止のための指針を整備します。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的を実施しています。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

2) 当事業所は、身体的拘束等の適正化をはかるため、次に掲げる措置を講じます。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

(2) 身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ②また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ③事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 ※他詳細は、淡海ふれあい病院「個人情報保護規定」による。
②個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を持ちません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、ま

	た処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に関して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	--

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医：氏名 _____ 所属医療機関名等 _____ 電話番号（勤務先及び携帯） _____ 家族等連絡先：氏名及び続柄 _____（続柄： _____） 電話番号（自宅 ・ 勤務先及び携帯） _____

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村、主治医、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行います。

事故発生時の連絡先 淡海ふれあい病院訪問看護ステーション （津田知子） 電話：077（516）2519
--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 一般社団法人 全国訪問看護事業者協会 保険名 訪問看護事業者総合保障制度 保障の概要 訪問看護事業者賠償責任保険
--

12. 身分証携帯義務

訪問看護員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14. 居宅介護支援事業者等との連携

1) 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）」の写しを、利用者の同意を得たうえで居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

15. サービス提供の記録

- 1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日と内容を、訪問看護記録に記載します。
- 2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から5年間保存します。
- 3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

(1) 指定の申請書

- (2) 本人確認用紙（マイナンバーカード・健康保険証・運転免許証・パスポート・戸籍抄本）または本人以外が申請する場合は資格確認書類（相続人であることがわかる戸籍抄本・利用者本人の同意書）

※同意書の場合は利用者本人の印鑑を押印の上、印鑑証明書も必要

※確認書類は発行後3か月以内のもの

(3) 費用 ・医療費控除証明書1通 1,100円

・謄写（コピー）看護記録等（A4） 2枚以降に限る 10円

・看護記録等開示に伴う費用 2回目から1利用者につき 5,000円

16. 衛生管理等

- 1) 看護職員の清潔の保持及び健康状況について、必要な管理を行います。
- 2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17. サービス提供に関する相談、苦情について

1) 苦情処理の体制及び手順

- (1) 提供した指定訪問看護に係る利用者およびその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(1) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

- ① 苦情があった場合には、直ちに相談担当者が利用者または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、当該利用者からも担当者からも事情を確認する。
- ② 相談担当者が必要があると判断した場合には、事業所内で検討会議を行う。
- ③ 苦情処理については、検討結果等にもとづき、できる限り速やかに利用者に対する対応を行う。
- ④ 苦情内容、処理結果について記録した上で、台帳に保管し、再発防止に役立てる。
- ⑤ 苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介する。

2) サービス提供に係る苦情・相談の連絡先

【事業者の窓口】

淡海ふれあい病院訪問看護ステーション

受付：営業日の9時から17時 担当者：津田知子

TEL：077（516）2519

FAX：077（516）2521

【市町村（保険者）等の窓口】

滋賀県内 滋賀県国民健康保険団体連合会担当

電話番号：077 - 510 - 6605

草津市 健康福祉部 介護保険課 介護保険係担当

電話番号：077 - 561 - 2369

大津市 健康保険部 長寿施設課 （事業所サービスに関する苦情）

電話番号：077 - 528 - 2738

健康保険部 介護保険課 給付係（給付に関する苦情）

電話番号：077 - 528 - 2918

栗東市 長寿福祉課 介護保険係

電話番号：077 - 551 - 0281

18. その他

救急入院・入所の際は速やかにご連絡ください。

19. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記について、ご本人または代理人に説明を行いました。

事業者	所在地	滋賀県草津市矢橋町 1660
	法人名	社会医療法人 誠光会
	代表者名	鈴木孝世
	事務所名	淡海ふれあい病院訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご本人	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

重要事項等の情報を訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示するとともにホームページでも公開します。

介護保険法による訪問看護

■訪問看護の利用できる方

介護保険の被保険者で、要介護状態と認定を受けて主治医が訪問看護を必要と認めた方

■訪問時間

1 回につき 20 分未満から 1 時間 30 分までです。ケアプランに沿った時間となります。

■利用料【1 単位×10.70 円（草津市）】

	単位/回	1 割(円)	2 割(円)	3 割 (円)	備考
20 分未満	314	336	672	1,008	所要時間については、訪問看護計画書に位置付く内容の訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定。 ※20 分未満訪問の場合は、1 週間に 1 回以上 20 分以上の訪問看護の利用がある場合に限る。
30 分未満	471	504	1,008	1,512	
30 分以上 1 時間未満	823	881	1,762	2,642	
1 時間 30 分まで	1,128	1,207	2,414	3,621	
理学療法士等による訪問 20 分/回、週 6 回限度有	294	315	629	944	

〈加算〉

初回加算 (月 1 回)	300	321	642	963	新規に訪問看護計画書を立案した方に対して、初回の訪問看護を行った場合
初回加算：病院等から退院当日	350	375	749	1,124	
退院時共同指導加算	600	642	1,284	1,926	入院中の方又は家族に対して、主治医・看護師等と共に療養上の指導を行った場合
緊急時訪問看護加算Ⅱ（月 1 回）	574	615	1,229	1,843	利用者や家族等からの電話などに常時対応できる体制にある場合 ※夜間対応における看護業務負担により算定が変わる
特別管理加算Ⅰ	500	535	1,070	1,605	特別な管理★を要する方への計画的な管理を実施した場合 ★留置カテーテルを使用している状態等…加算Ⅰ ★在宅血液透析/在宅酸素療法等や人工肛門・膀胱を設置している方/真皮を超える褥瘡/点滴注射を週 3 日以上必要者…加算Ⅱ
特別管理加算Ⅱ	250	268	535	803	
夜間・早朝加算	通常の 1.25 倍		夜間：18 時～22 時/早朝：6 時～8 時 深夜：22 時～6 時 ※月内 2 回目以降の緊急時訪問で加算が算定		
深夜加算	通常の 1.5 倍				
複数名訪問加算：30 分未満	254	272	544	816	同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な方に対して実施した場合
:30 分以上	402	431	861	1,291	
長時間訪問看護加算	300	321	642	963	特別管理加算対象者で、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護に、引き続き訪問看護をする場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	7	13	20	厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示第十号）に適合した事業所である場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	4	7	10	
専門管理加算	250	268	535	803	専門の研修を受けた看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
口腔連携強化加算（月 1 回）	50	54	107	161	口腔の健康状態の評価実施、利用者の同意の上、歯科医師等と情報提供等した場合
ターミナルケア加算	2,500	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合			
介護職員等処遇改善加算	加算率 1.8%		基本サービス費に各種加算を加えた 1 月当り総単位数に率を乗じる		

※必要時、駐車料金や交通費（業務エリア外の場合）を負担していただくこともあります。

※領収証の再発行は、1 か月 1,000 円+消費税 となります。

介護保険法による訪問看護

■訪問看護の有償サービスについて

介護保険や医療保険でカバーできない内容について自由契約でのサービスを行います。

1. 2 時間を超える訪問看護	30 分毎 3,000 円
2. 通常の訪問看護サービス以外 介護保険・医療保険対象外の訪問	日中 30 分毎 8,000 円
3. 死亡時の看護（死亡後のご遺体のお世話など）	10,000 円
キャンセル料 ※訪問前 12 時間以内に連絡がない場合	10 割の全額負担

<事業者>

事業者名所：社会医療法人 誠光会 淡海ふれあい病院訪問看護ステーション

事業所住所：〒525-8585 滋賀県草津市矢橋町 1629-5 淡海ふれあい病院 2 階

連絡先：(TEL) 077-516-2519 (FAX) 077-516-2521

管理者：津田知子

介護保険法による予防訪問看護

■訪問看護の利用できる方

介護保険の被保険者で、要介護（要支援）状態と認定を受けて主治医が訪問看護を必要と認めた方

■訪問時間

1 回につき 20 分未満から 1 時間 30 分までです。ケアプランに沿った時間となります。

■利用料【1 単位×10.70 円（草津市）】

	単位/回	1 割(円)	2 割(円)	3 割 (円)	備考
20 分未満	303	325	649	973	所要時間については、訪問看護計画書に位置付く内容の訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定。 ※20 分未満訪問の場合は、1 週間に 1 回以上 20 分以上の訪問看護の利用がある場合に限り。
30 分未満	451	483	965	1,448	
30 分以上 1 時間未満	794	850	1,699	2,549	
1 時間 30 分まで	1,090	1,167	2,333	3,499	
理学療法士等による訪問 20 分/回、週 6 回限度有	284	304	608	912	

〈加算〉

初回加算 (月 1 回)	300	321	642	963	新規に訪問看護計画書を立案した方に対して、初回の訪問看護を行った場合
初回加算：病院等から退院当日	350	375	749	1,124	
退院時共同指導加算	600	642	1,284	1,926	入院中の方又は家族に対して、主治医・看護師等と共に療養上の指導を行った場合
緊急時（介護予防） 訪問看護加算Ⅱ（月 1 回）	574	615	1,229	1,843	利用者や家族等からの電話などに常時対応できる体制にある場合 ※夜間対応における看護業務負担により算定が変わる
特別管理加算Ⅰ	500	535	1,070	1,605	特別な管理★を要する方への計画的な管理を実施した場合
特別管理加算Ⅱ	250	268	535	803	★留置カテーテルを使用している状態等…加算Ⅰ ★在宅血液透析/在宅酸素療法等や人工肛門・膀胱を設置している方/真皮を超える褥瘡/点滴注射を週 3 日以上必要者…加算Ⅱ
夜間・早朝加算	通常の 1.25 倍		夜間：18 時～22 時/早朝：6 時～8 時		
深夜加算	通常の 1.5 倍		深夜：22 時～6 時 ※月内に 2 回目以降の緊急時訪問で加算		
複数名訪問加算：30 分未満	254	272	544	816	同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な方に対して実施した場合
:30 分以上	402	431	861	1,291	
長時間訪問看護加算	300	321	642	963	特別管理加算対象者で、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護に、引き続き訪問看護をする場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	6	7	13	20	厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示第十号）に適合した事業所である場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	3	4	7	10	
専門管理加算	250	268	535	803	専門の研修を受けた看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
口腔連携強化加算（月 1 回）	50	54	107	161	口腔の健康状態の評価実施、利用者の同意の上、歯科医師等と情報提供等した場合
介護職員等処遇改善加算	加算率 1.8%		基本サービス費に各種加算を加えた 1 月当り総単位数に率を乗じる		

※必要時、駐車料金や交通費（業務エリア外の場合）を負担していただくこともあります。

※領収証の再発行は、1 か月 1,000 円+消費税 となります。

介護保険法による予防訪問看護

■訪問看護の有償サービスについて

介護保険や医療保険でカバーできない内容について自由契約でのサービスを行います。

1. 2 時間を超える訪問看護	30 分毎	3,000 円
2. 通常の訪問看護サービス以外 介護保険・医療保険対象外の訪問	日中 30 分毎	8,000 円
キャンセル料 ※訪問前 12 時間以内に連絡がない場合	10 割の全額負担	

<事業者>

事業者名所：社会医療法人 誠光会 淡海ふれあい病院訪問看護ステーション

事業所住所：〒525-8585 滋賀県草津市矢橋町 1629-5 淡海ふれあい病院 2 階

連絡先：(TEL) 077-516-2519 (FAX) 077-516-2521

管理者：津田知子